

総括資料解題

青山学院大学大学院法務研究科長 藪口 康夫

本誌第2部は、2004年に設立され、2021年度末で廃止される法科大学院（法務研究科）の総括資料である。ここでは、総括資料の解題を行っている。

1. 歴代専任教員

年度ごとの専任教員を記載し、研究科長・教務主任に印を付した。

2. 専門職大学院教務課歴代職員

専門職大学院である法務研究科（法科大学院）の教務を担当した、専門職大学院教務課の歴代担当職員を記載した。法科大学院のローライブラリーで勤務いただいた、ロー・ライブラリアンのお名前も記載されている。

3. 合同研究室歴代職員

合同研究室は、法務研究科における研究に係る支援及び補助を業務とする。法務研究学会に関する事務も担当した。その歴代担当職員を記載した。

4. 教職員写真

最後の修了生（2019年度修了）の学位授与・修了を決定した、2019年度最終教授会終了後に、その当時の専任教員・専門職大学院教務課担当職員・合同研究室職員が一同に会した写真である。

5. 国際交流記録

2003年11月にアメリカ合衆国ミズーリ州セントルイス所在のワシントン大学ロースクールと本学法学研究科（法学部、法務研究科と合同）との間に交流協定を締結した。この協定に基づき、両大学間において、相互に教員の派遣が行なわれ、派遣先で講義を担当した。この協定は、法務研究科廃止にあたり、2021年12月に協定の終了を、本学法務研究科より申し入れた。

2013年からは法学部にて、ハワイ大学ロースクールの教員を招聘することとなり、法務研究科においても英語で講義を行った。

6. 開催講演会等

法務研究科が主催・共催・協賛した講演会・催しの一覧である。

7. 入学年度別入学者数

入学年度別の定員・入学者数・定員充足率を示している。備考として、本学独自の給付奨学金制度の導入時期も付記した。この場合は、学費相当とは、授業料のみならず、すべての学納金を表している。

なお、2017年度は未修（3年標準）コースと既修（2年短縮）コースの定員に幅があるため、コース別の定員ならびに定員充足率は表記していない。

8. 入学年度別修了者数・修了率

入学年度別の修了者数と、修了率を示している。備考として、本学独自の給付奨学金制度の導入時期（上記資料7に同じ）の他に、進級・修了に影響を及ぼす制度として、①進級要件の変更、②修了要件の変更、③再試験制度の廃止について付記した。

9. 司法試験実施年度別司法試験合格者数・合格率

本学法科大学院修了者に対する、司法試験実施年度別合格者数・合格率を示したものである。

この表では、本学の法科大学院修了に基づく司法試験受験資格による合格者数のみを算入しており、本学法科大学院在学中に司法試験予備試験合格、他大学法科大学院修了に基づく司法試験受験資格による合格者数は除外されている。また、データ集計した時点が2021（令和3）年末であるため、司法試験合格者数は令和3年司法試験までの合計である。本学法科大学院修了者の司法試験受験資格は2024（令和6）年度まで存続するため、今後、数値が変動（合格者数の増加）の可能性はある。

10. 入学年度別司法試験合格者数・合格率（1）

入学年度別の司法試験合格者数と、合格率を①未修（3年標準）コースと②既修（2年短縮）コースと③その合計で示している。算入した合格者数の範囲は上記資料9と同じであり、備考として付記したのは、上記資料8と同じである。

合格率は、入学者に対する合格率と、修了者に対する合格率の双方を示している。

比較参考値として、2005年から2017年における全国の平均値と、最高値である大学の数値を付記した。

11. 入学年度別司法試験合格者数・合格率（2）

本学法科大学院在学中の司法試験予備試験合格に基づく司法試験受験資格による本学在

学法科大学院中の合格者数は、2 名確認されている。その 2 名を含めた合格者数・合格率を、参考までに示したものである。備考として付記したのは、上記資料 8 に同じである。

比較参考値として、2005 年から 2017 年における全国の平均値と、最高値である大学の数値を付記した。

12. 入学年度別司法試験合格者の合格までの受験回数

入学年度別の司法試験合格者のうち、合格までの受験回数（何年目か）を①未修（3 年標準）コースと②既修（2 年短縮）コースと③その合計で示している。算入した合格者数の範囲は上記資料 9 と同じであり、備考として付記したのは、上記資料 8 に同じである。

13. 入学年度別司法試験合格者数の合格までの受験回数割合

上記資料 11 で示した入学年度別の司法試験合格者数のうち、合格までの受験回数（何年目か）の割合を①未修（3 年標準）コースと②既修（2 年短縮）コースと③その合計で示している。算入した合格者数の範囲は上記資料 9 と同じであり、備考として付記したのは、上記資料 8 に同じである。

14. 特別入試合格者データ（1）

2013 年度入学生より、未修者定員 40 名のうち 10 名は、一定の優秀な成績を有する法学部生（本学法学部に限られない）を給付奨学生として、原則 3 年間学費等に相当する奨学金を給付される制度が導入された。ただし、法科大学院合格後入学までに所定の既修者認定試験に合格すれば、既修（2 年短縮）コースへの入学も認められる。この制度は 2017 年度入学生からは、入学した未修者・既修者のうち 10 名が給付奨学生として、原則 2 又は 3 年間学費等に相当する奨学金を給付される制度となった。

ここでは、この制度による入学者数・定員充足率・修了者数・修了率・司法試験合格者数・対入学者合格率・対修了者合格率を示したものである。このデータを上記資料 10～13 と比較すると、この制度の効果を評価することができる。

なお、データ集計した時点が 2021（令和 3）年末であるため、司法試験合格者数は令和 3 年司法試験までの合計である。本学法科大学院修了者の司法試験受験資格は 2024（令和 6）年度まで存続するため、今後、数値が変動（合格者数の増加）の可能性があることは、資料 14・15 でも同様である。また既修コースに入学した者は 2 名と少数であるため、既修・未修の内訳は、表には表示していない。

もっとも、この制度の導入が 2013 年度より早い時期から行われていれば、異なる数値結果になった可能性は存在する。

15. 特別入試合格者データ (2)

上記資料 14 で示した入学年度別の司法試験合格者数のうち、合格までの受験回数(何年目か)の割合を①未修(3年標準)コースと②既修(2年短縮)コースと③その合計で示している。

16. 募集停止のお知らせ(学長)

2017年5月31日付で、当時の本学学長が2018年度からの法科大学院の学生募集停止を発表した際の声明である。

当時の在学学生への教育が最後までこれまでどおりに続けられることと、司法試験を受験する修了生への支援も、これまでどおりに続けて、大学としての責任を全うすることが述べられている。

17. 募集停止のお知らせ(法務研究科長)

2017年5月31日付で、当時の本学法務研究科長(法科大学院長)が2018年度からの法科大学院の学生募集停止を発表した際の声明である

当時の在学学生への教育が最後までこれまでどおりに続けられることと、司法試験を受験する修了生への支援も、これまでどおりに続けて、大学としての責任を全うすることが述べられている。

18. 法務研究科研修生サポートセンター設立趣意書

上記資料 16・17 を受けて、本学法科大学院修了に基づく司法試験受験資格を有する修了生(法科大学院修了から5年目の司法試験受験まで)を、法務研究科廃止後もサポートするための組織を設立するための設立趣意書である。

19. 法務研究科研修生サポートセンター規則

上記資料 18 が承認されたことに伴い、まず2020年度において、なお存続していた法務研究科の附置組織として、「法務研究科研修生サポートセンター」を設立するための規則である。この規則は2020年4月1日より施行されたが、2021年4月1日に下記資料 18 の規則が制定・施行されたことに伴い、廃止された。

20. 法学部附置法学教育センター規則

本学法科大学院の廃止を見据え、2021年度から本学法科大学院修了に基づく司法試験受験資格を有する修了生のサポート業務を、法学部に附置法学教育センターを設立し、その一部門に移管することとした。そのために、この規則が制定された。2021年度から最長で2024年(令和6年)度の司法試験終了まで、サポート業務を行う予定である。

21. 法務研究学会会則

本誌を刊行している法務研究学会の会則である。2022 年 4 月 1 日をもって廃止される予定である。